## 事業事前評価表

## 国際協力機構経済開発部民間セクター開発グループ

# 1. 案件名(国名)

国 名:ベトナム社会主義共和国(ベトナム)

案件名:ベトナム人海外就労希望者の求人情報へのアクセス支援プロジェクト Project of Supporting to Connect Job Information for Vietnamese Workers to Work Abroad under Contract

# 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における産業人材育成セクターの開発の現状・課題及び本事業の 位置付け

ベトナム政府は、国内の失業と貧困に対し自国労働者の海外就業を促進しつつ、他国の労働需要に応える基本政策を推進し(政府議定 370 号)、貧困削減戦略としての労働移転を奨励すべく、特に貧困率の高い地域においては、貧困削減戦略としての海外就労を奨励してきた(「貧困県の労働力輸出推進を支援し、貧困削減に貢献するためのプログラム(2009 年-2020 年)」)。

2000 年代から労働法制度の整備を進める中、同国労働者の海外送り出し数が増加している。海外就労者の渡航先は、日本、台湾、韓国、マレーシアで多く、日本は2019 年実績では送り出し数14.7 万人の内8万人と54%を占めた(以上、ベトナム労働・傷病兵・社会問題省(以下、「MOLISA」))。

一方、日本における在留外国人 296.2 万人のうち、ベトナム人は 47.6 万人 (中国に次ぎ第 2 位) であり、うち外国人技能実習制度に基づく技能実習生に ついては全合計 32.7 万人のうちベトナム人が 18.1 万人と過半数を占めている (法務省、2022 年 6 月末)。

ベトナムからの技能実習生の送出しは、同国政府からの認可を受けた現地送出機関が担っている。しかし、海外就労希望者にとっては、技能実習制度や日本での就労に関する情報等、渡航準備に必要な様々な情報が不十分であることが多く、政府認可の無い仲介斡旋者が海外就労希望者と送出機関の仲介を行う場合がある。こうした中で、海外就労希望者が悪質な仲介斡旋者に法外な仲介手数料を支払うことが問題となっている。

こうした問題に対し、同国政府は「契約によるベトナム人労働者海外派遣法 (72 号法)」(以下、「労働者海外派遣法」)を改正(2022 年 1 月施行)し、同法に適合しない仲介手数料等の収受を禁止、問題改善に取り組んでいる。

本事業は、上記労働者海外派遣法改正に沿って、MOLISAによる日本への技能実習生等、海外就労希望者に対する支援体制を強化することを目的とし、我が国に対し要請された。具体的には、海外就労希望者が透明性の高い情報を基

に送出機関を選択できる情報システムの構築・運用や、海外就労者の帰国後の活躍を促進する方策を具体化すること等により MOLISA の支援体制を強化し、海外就労希望者の十分な情報に基づく意思決定と不法・不要な手数料負担等軽減を通じ、海外就労者の同国産業振興への貢献強化を図るものである。

(2) 産業人材育成セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の「ベトナム国別開発協力方針」(2017年12月)における重点分野の3本柱の一つに「成長と競争力強化」があり、また同国事業展開計画(2017年11月)では「産業開発・人材育成プログラム」において「同国の力強く持続的な経済成長のため、民間セクター開発に取り組むとともに経済成長に寄与する高度産業人材の育成を支援する」としており、本事業はこれらの方針・計画に合致する。これらに基づき JICA は、国別分析ペーパー(2020年)において「ASEAN域内関税の原則撤廃(2018年1月)や環太平洋パートナーシップ協定(TPP)加盟(2018年12月発効)等も踏まえ、域内の競争力確保と産業高度化に向けて産業人材育成を支援する」とし、その具体的支援手段として「外国人技能実習制度を介した産業人材育成において、悪質な送出機関の排除等より効率的・効果的な同制度活用のための協力を検討する」としている。

また、民間セクター開発分野の課題別事業戦略(グローバルアジェンダ)において「現地民間企業の育成・競争力強化、イノベーション、投資促進・産業振興等の推進による持続可能で質の高い成長の確保」及び「現地企業と日本企業の協働・連携関係の強化を通じた途上国と日本の双方の経済の強靭化」を目指し、これらにより持続可能な開発目標(SDGs)のゴール 8「経済成長と雇用(ディーセント・ワーク)の促進」、ゴール 9「インフラ整備による持続可能な産業化と技術革新の拡大」及びゴール 17「グローバルパートナーシップの活性化」の達成に取り組むこととしている。

更に、我が国政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(2022年度改訂)」においても、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取り組みがあげられている。

以上により本事業は、同国の開発政策、開発課題、我が国及び JICA の協力 方針に合致している。

#### (3)他の援助機関の対応

①国際労働機関(ILO):カナダ大使館、Australian Aid と共に、ASEAN 地域の 移民労働者の保護と支援を目的とした「"TRIANGLE in ASEAN"プロジェクト(2015-2027年)」を実施している。また、ベトナムでは上記労働者海外 派遣法に改定に先立ち、調査を実施。

②国際移住機関(IOM): 海外からの帰国者の就労支援を目的とした「"Assisted Voluntary Return "プログラム」を実施している。

# 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ベトナムにおいて海外就労希望者の送出のための新システムの構築、送出機関の関連法令順守の促進及び帰国後のキャリア支援の取組を通じて、海外就労希望者が十分な情報を基に送出機関を選定し、改正派遣法・関連規則に則った海外就労を促進することにより、海外派遣プログラムの透明性向上に寄与するもの。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名 ベトナム国 全土
- (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者:送出機関、監理団体、受入企業、在ベトナム企業、日本とベト

ナムにおけるその他関連機関

最終受益者:海外就労者

(4)総事業費(日本側):374百万円

- (5) 事業実施期間:2023年7月~2028年6月を予定(計60か月)
- (6) 事業実施体制:①MOLISA、②海外労働管理局(以下、「DOLAB」) 本事業は MOLISA の一部局である DOLAB にプロジェクトマネジメント ユニットを設置して実施する。また、システム構築、運用に係る活動は MOLISA 内のシステム関連の業務を担当する情報局(以下、「LASIC」)と 連携する。
- (7) 投入(インプット)
- 1) 日本側
- ① 長期専門家(合計約 120P/M):
  - ・チーフアドバイザー/労働・ジョブマッチング:60 P/M
  - 業務調整: 60 P/M
- ② 調査団派遣

- ③ IT コンサルタント(システム開発の管理・進行及びモニタリング)
- 4) 機材供与:
  - ・システムに係るハードウェア・ソフトウェア(サーバー/ストレージ等)
- ⑤ システム運営・維持管理費(本事業期間中)
- ⑥ 本邦研修
- ⑦ その他
  - ・セミナー、ワークショップ開催費
  - 広報費用
  - ・プロジェクトスタッフ雇用
  - ・プロジェクト運営に関する費用
  - ・プロジェクトオフィス(日本人専門家常駐用)

# 2) ベトナム国側

- ① カウンターパートの配置
  - 1)プロジェクトディレクター (Deputy Director General, DOLAB)
  - 2)プロジェクトマネージャー(Head/Deputy Head, Division of Japan and Southeast Asia Division, DOLAB)
  - 3)プロジェクトコーディネーター、アシスタント(Staff, Division of Japan and Southeast Asia Division, DOLAB)
  - 4)その他、DOLAB,MOLISA からの必要な人員
- ② 現行システム1運営・維持管理費
- ③ 新システム開発のための海外労働者管理における実績、経験、法的枠組み の提供・整備
- ④ 現行システムから抽出される送出機関及び労働者情報の提供
- ⑤ プロジェクト成果の広報及びシステム運営・維持管理のための資源(本事業終了後)
- ⑥ プロジェクトオフィス(ミーティング用)
- ⑦ プロジェクトによる供与機材の設置、運用のための環境整備
- (8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担
  - 1) 我が国の援助活動

MOLISA に対しては、「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」(2018 年 11~2021 年 11 月)を実施。また、ベトナム国立農業大学に対しては、個別専門家「農業人材開発

<sup>1</sup> DOLAB は海外就労者のビザ発給等の手続のための現行システムを保有している。本プロジェクトにおいては現行システム、新システム間のデータ連携を予定している。

アドバイザー」(2021年度開始)では、農業分野における効果的な技能実習生の派遣と帰国技能実習生の起業支援を目指しており、本事業で開発する新システムの試行段階での連携を想定している。

2) 他援助機関等の援助活動

当該分野で先行するILO、IOM(2(3)記載)と、セミナー等での連携を検討する。

- (9)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
  - 1)環境社会配慮
  - カテゴリ分類(C)
  - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月配布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
  - 2) 横断的事項
  - 3) ジェンダー分類: GI ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 <活動内容/分類理由>

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを計画するに至らなかったため。

(10) その他特記事項

特になし。

## 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:

プロジェクト活動を通して海外就労プログラムの透明性が向上する。

- 透明性の高い環境の下、ベトナムの労働者が自身の希望に沿った海外の仕事及び帰国後の国内の仕事を見つけることができる。
- 企業の持続的な発展に寄与する雇用者の要件にあった候補者へよりよいア クセスが確保される。
- 行政機関においては、労働市場の分析や予測のためより多くの情報を得る ことができる。

#### 指標及び目標値:(暫定)

1 海外就労希望者の 80% (仮) が新システムを活用して送出機関を選定 する。ユーザーである海外就労希望者、送出機関の多くが新システムの サービスに満足する。 2 海外就労経験が期待通り又は期待以上であったと考える就労者の割合 が増加する。

# (2) プロジェクト目標:

新システム構築や送出機関・関係者の法令順守促進のための取り組み強化を通じ、海外就労希望者が十分な情報を基に送出機関を選定し、改正派遣法・関連規則に則った海外就労が促進される。

## 指標及び目標値:(暫定)

- 1 海外就労希望者の 70%が新システムを活用して送出機関を選定する。(事業終了時:16,000 アクセス/月、中間レビュー時:8,000 アクセス/月)
- 2 送出機関の 100%が新システムを使用する (事業期間中にすべての送出機関が新システムで公募を実施する)。
- 3 日本での就労後、帰国者の 100%が新システムを使って仕事を探す(新システムを通じ就労した労働者が帰国後、有益な情報を得ることができる)。
- 4 法令違反の疑いがある旨通報された送出機関数が●件/年を下回る。
- 5 海外就労者の渡航前の経費負担総額が20~30%削減される。
- 6 仲介斡旋者へ手数料支払を行う海外就労者数が減少する。

# (3) 成果

成果 1:海外就労者の送出しにかかる現在の課題が分析され、海外就労者が 正確かつ十分な情報を事前把握できるよう、効果的な方法が特定される。

成果2:新システム構築を通じ海外就労希望者が透明性の高い環境の下、仲 介斡旋者を介せず送出機関を自ら選択できる環境が整う。

成果3: DOLAB が海外就労者による送出機関、日本の監理団体や受入企業 に係るフィードバックやクレームを受け、法令に則った対応を実施 する。

成果4:帰国者への雇用支援が関連機関との連携や新システム実現を通して 向上する。

# 指標及び目標値:(暫定)

成果 1 - 1:現行システムや MOLISA のシステム環境にかかる調査分析、 新システムの詳細設計、開発業者選定を経て、新システムを構 築するための準備が整う。

- 成果2-1:新システムを通じ、海外就労希望者が総収入、出国前の費用、 職種、勤務地等を参照して自らの送出機関を選択できるように なる。
- 成果2-2:新システムを通じ、海外就労希望者が送出機関に仲介斡旋者を 介さずに直接アクセスできるようになる。
- 成果3-1:DOLAB がフィードバックとクレームを受け、法令に則り対応 した実施件数が増加する。
- 成果4-1:帰国者に対する支援の成功事例の数が増加する。
- 成果4-2:新システムが、ユーザーの能力経験等の有益な情報登録等を通 じ、帰国者のキャリア開発のサポートに資する。

## (4)活動

#### 【成果1】

- 活動 1 1: DOLAB による海外就労希望者に係る体制をレビューし、課題 や改正派遣法対応事項を抽出する。
- 活動 1 2:海外就労に係る制度・手続、送出機関へ支払う派遣費用の実態等を整理する。
- 活動 1-3:現行システムにおけるデータベースや公式ウェブサイトをレビューし欠如している機能を特定、現行システムと新システムの連携可能性を確認する。
- 活動1-4:現行システムと新システムの互換性やセキュリティ、同期を確認するために、MOLISAのシステム環境を調査、評価する。
- 活動 1 5:新システムのコンセプト具体化や DOLAB による新システム運用に係る課題を特定する。
- 活動 1 6:新システムの基本機能を設計する。

## 【成果2】

- 活動2-1:新システムを構築する。
  - 2)-1 新システムへの送出機関情報の登録
  - 2)-2 新システムへの求人情報の登録
  - 2)-3 海外就労希望者に対する新システム利用促進(広報・宣伝)
  - 2)-4 送出機関の評価に係る既存情報(送り出し機関の業界団体であるベトナム労働者派遣協会(以下「VAMAS」)が発表するレーティング等)の登録
  - 2)-5 現行システムとデータ連携のためのインターフェイスの導

入 (活動1-3の結果、必要な場合)

活動2-2:新システムを試験運用し、透明性の高い環境の下、海外就労希望者が自ら送出機関・求人を選び、海外就労のモデル事例を創出する。

活動2-3:新システム運用を通じ明らかとなった改善事項に対応する。

活動2-4:新システム運用に関する現地研修を実施する。

活動2-5:新システム普及のためのセミナー等を実施する。

活動2-6:新システムの継続的な運用のために運用規則を作成し、人員や 予算計画を準備する。

### 【成果3】

活動3-1:法令違反の疑いのある送出機関について、フィードバックやクレームに係る受付窓口や手順を具体化する。

活動3-2:法令違反の疑いのある送出機関に係る DOLAB の実態調査体制を強化する。

活動3-3:法令違反の疑いのある送出機関に対する新たな指導指針を構築 する。

# 【成果4】

活動 4 - 1:帰国者を効果的かつ強力的な支援を実現するためパイロット活動を計画する。

活動4-2:帰国者の活躍の場を広めるための在越日系・現地企業向けセミナー等のパイロット活動を実施する。

# 5. 前提条件 外部条件

#### (1) 前提条件

・同国政府における海外就労者と送出機関のマッチングに係る支援が維持される。

#### (2) 外部条件

- ・同国政府における産業人材育成・海外労働者派遣に関する政策の方向性が維持される。
- ・感染症対策としての長期間の行動制限措置が取られない。
- ・受入国における外国人の入国条件に大きな変更が見られない。

#### |6.過去の類似案件の教訓と本事業への適用

システム等構築・維持管理及び人材育成事業に関する以下の類似案件の教訓が本事業へ適用できる。

「タイ下水道研修センタープロジェクト」では、コンサルタント契約をシステ

ム構築のみならず、データベースの維持・管理・更新を含めた契約としたことでシステム及びデータベース構築後の管理体制、予算が担保され、情報蓄積に寄与したとされている。「ベトナム農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト」では、データベース整備を含む検査強化を行ったが、事業完了後の規定改正によってシステムが活用されなくなったことから、実施機関の技術レベルとニーズを確認し、適切なシステム設計を通じ規定改定等にも対応することが重要としている。本事業では本教訓を生かし DOLAB の技術レベルやニーズを踏まえ、将来の規定改定等にも対応可能な新システム設計を行う。

「東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト」では、事業に不可欠なシステムに係る許認可更新が円滑に行われず、事業の持続性に影響が出る可能性があったことから余裕を持った許認可更新準備を教訓としている。本事業でも、新システム構築における許認可につき、許認可体制の確認と早期準備を進める。

中華人民共和国「河北省人材育成事業」では日本の大学等での長期研修におけるマッチング支援を行ったが、組織、あるいは個人といった支援対象・方法を適切に選択することが効果的なマッチングと人材育成において重要としている。本事業でも新システム構築により、政府、送出機関、海外就労希望者等、各レベルに応じ適切な支援を検討する必要がある。

#### |7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、MOLISA に新システムの構築等の活動を通じ透明性を向上することによって、悪質な仲介斡旋者の排除等、同国海外就労者が直面する課題解決に資するものであり、SDGs ゴール 8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」、ゴール 9「インフラ整備による持続可能な産業化と技術革新の拡大」及びゴール 17「グローバルパートナーシップの活性化」に貢献すると考えられることから、支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
  - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール 事業開始6か月以内 ベースライン調査 事業開始2年6か月後 中間評価

# 事業終了3年後 事後評価

# (3) 実施中モニタリング計画

事業開始後、プロジェクト終了まで 6 か月毎に進捗モニタリングを実施する。

以 上